

令和3年11月19日

医療法施行規則第9条の20の2に基づく事故の発生防止に係る第三者評価

【実施年月日】

令和2年2月3日（月）～2月5日（水）

【実施機関名】

公益財団法人日本医療機能評価機構による病院機能評価（一般病院3）

【評価内容】

医療安全分野においては、以下の1項目のみが、一定の水準に達しているとはいえないと評価された。

- ・項目1.1.2（患者が理解できるような説明を行い、同意を得ている）

【評価を踏まえた措置内容】

主要な検査や治療を行う患者に対する説明と同意の質を高めるため、インフォームド・コンセントの審査承認体制を構築し運用している。同時に、他職種の間ととも同席ルールを策定し、同席の向上と更なる改善を目的として、電子カルテと手術患者情報管理システムを用いた同席の実態把握のための体制を構築し運用している。

上記評価項目については、令和3年6月23日（水）に同実施機関によって確認審査を受審し、一定の水準に達していることが認められ、評価が変更となっている。

なお、今後、改善審査を受審する予定であり、上記措置内容を継続して実施していく。